最終更新日：2020年12月16日
日本ケミコン株式会社
代表取締役社長　上山　典男
問合せ先：管理部長　武藤　貴志
証券コード：6997
https://www.chemi-con.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業理念の実現のために、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
また、当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることにより、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方・方針を明確にするため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。
※上記「コーポレートガバナンスに関する基本方針」につきましては、当社ウェブサイトにおいて公開しております。
（https://www.chemi-con.co.jp/ir/pdf/policy_governance.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

特定の事項を開示すべきとする原則についての説明は以下のとおりであります。なお、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、当社ウェブサイトに掲載しております。
（https://www.chemi-con.co.jp/ir/pdf/policy_governance.pdf）

【原則1-4】政策保有株式
当社の政策保有株式に関する方針、その議決権行使に関する方針については、「政策保有株式に関する基本方針」を定め、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。
(https://www.chemi-con.co.jp/ir/pdf/policy_shareholdings.pdf)
当社では、2020年4月の取締役会において、政策保有株式の保有に係わる検証を行い、14銘柄を継続保有することといたしました。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社では、当社と取締役との間の利益相反取引及び当社と執行役員との間の利益相反取引については、法令及び当社の「取締役会規程」等により、取締役会の承認を得ることとし、当該取引後は重要な事実を取締役会に報告することとしております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、日本ケミコン企業年金基金を通じ、年金給付金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、「年金資産の運用に関する基本方針」及び「年金資産の運用指針」に則り、年金資産の運用・管理を行っております。
当社は、企業年金の運用が適切に行われるよう、財務部門や人事部門などの人材を代議員として選定しています。また、日本ケミコン企業年金基金の担当者は、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、積極的にセミナーに参加し、各種資格を取得するなど専門的な知識の習得に努めております。
日本ケミコン企業年金基金では、中長期的な観点から許容されるリスクの範囲内で年金資産の運用を行っております。また、新たに投資対象として追加する資産のリスクについては運用機関等から説明を受け、リスクの内容及び所在について認識するよう十分配慮しております。運用機関の評価・選定は、加入者及び事業主からそれぞれ半数ずつ選出される代議員会によって行われており、企業年金の受益者と会社との間に利益相反が生じないよう管理しております。評価・選定においては、運用機関に対するヒアリングも判断材料としながら、ベンチマークとの比較やスチュワードシップコードの受入れ、ＥＳＧに対する考え方も考慮し、総合的に判断しております。

【原則3-1】
(1)経営理念や経営戦略、経営計画
経営理念：当社の経営理念は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の〈企業理念〉をご参照ください。
経営戦略、経営計画：当社の経営戦略・経営計画は、当社ウェブサイトに「CHEMI-CON REPORT」を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。
(https://www.chemi-con.co.jp/ir/ird_report.html)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4.(14)②報酬諮問委員会、4.(16)役員の報酬等」をご参照ください。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役及び監査役の候補の指名に当たっての方針と手続は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4.(2)取締役会の規模、4.

(12)取締役及び監査役の資質、4.(14)①指名諮問委員会、4.(15)①取締役及び監査役の選任プロセス」をご参照ください。
　また、取締役及び監査役の解任に当たっての方針と手続は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4．(15) ②取締役及び監査役の解任プロセス」をご参照ください。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役及び監査役の候補者の選解任理由については、「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
(https://www.chemi-con.co.jp/ir/ire_meeting.html)

【補充原則4-1-1】取締役会の決議事項と委任の範囲
　当社の取締役会は、法令又は定款で定められた事項、中長期の経営計画、年度方針、投資計画など、「取締役会規程」で定める経営上の重要な事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監視・監督を行っています。また、当社は執行役員制度を採用しており、執行役員が業務執行の役割を担うことにより、取締役会での意思決定の迅速化を図っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　当社は、以下のとおり、社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準を定めております。
(a) 当社において、当社における社外役員（注1）が独立性を有する社外役員（以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。）であるためには、以下のいずれにも該当することなく、当社経営陣から独立した存在でなければならない。
（ア）当社及び当社の子会社、関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注2）
（イ）当社グループを主要な取引先とする者（注3）、若しくはその業務執行者
（ウ）当社グループの主要な取引先（注4）、若しくはその業務執行者
（エ）当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）若しくはその業務執行者
（オ）当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接、または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
（カ）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）（注5）
（キ）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
（ク）当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている組織（注6）の理事その他の業務執行者
（ケ）過去に一度でも上記(ア)に該当していた者、または過去3年間において上記(イ)から(ク)までに該当していた者
（コ）下記に掲げる者の近親者等（注7）
　a　上記(イ)から(ク)までに掲げる者（但し、(イ)から(オ)までの「業務執行者」においては、重要な業務執行者（注8）、(カ)の「団体に所属する者」においては、重要な業務執行者及びその団体が、監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、ならびに(キ)の「監査法人に所属する者」においては、重要な業務執行者及び公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。）
　b　当社グループの重要な業務執行者
　c　過去3年間において、上記bに該当していた者
(b) 前条に定める要件のほか、当社において、独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない者であることを要する。
(c) 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。
（注）1 社外役員とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役及び同法同条第16号に定める社外監査役をいう。
2 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
3 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
①当社グループに対して、製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円、または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者
②当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円、または当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高い方の額を超える者
4 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が40億円、または当社グループの連結売上高の4%のいずれか高い方の額を超える者
②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円、または当社グループの連結総資産の2%のいずれか高い方の額を超える者
③当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者
5 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において、1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者をいう。
6 当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている組織とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている組織をいう。
7 近親者等とは、配偶者、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。
8 重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。
(注) 上記「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。

【補充原則4-11-1】取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方
　当社の取締役会の人数は、定款で定める員数以内とし、事業の規模及びその内容を考慮のうえ、取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮するために、必要かつ適切な人数とすることを基本としています。また、取締役会の構成については、性別・国籍等を問うことなく、取締役会における多様性の確保にも配慮しつつ、当社の企業価値の向上に寄与するために必要な経験・知識・能力等を有する者で構成することとしております。
　その他、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模等に関する考え方、並びに取締役の選任に関する方針・手続に係わる詳細につきましては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4.(2)取締役会の規模、4.(12)取締役及び監査役の資質、4.(14)①指名諮問委員会、4.(15)①取締役及び監査役の選任プロセス」をご参照ください。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
　当社の取締役、監査役の重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
(https://www.chemi-con.co.jp/ir/ire_meeting.html)

【補充原則4-11-3】取締役会評価の結果の概要の開示
　当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、取締役会全体の機能向上を図るべく、当該基本方針に則り取締役会全体が適

切に機能しているかを検証することとしております。「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」は、当社ウェブサイトにおいて公開しておりますのでご参照ください。
　当社取締役会としては、2016年4月1日付で導入した「事業統括体制」により執行役員の事業責任の明確化を図る等、執行役員制度を有効に活用し、また、今回各役員から寄せられたさまざまな意見を踏まえて、取締役会の更なる審議の充実と実効性の向上に努めてまいります。
　(https://www.chemi-con.co.jp/ir/ird _ newest.html)

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
　取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「6.(3)取締役及び監査役の研鑽」をご参照ください。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「5.株主との対話」をご参照ください。
　また、株主との対話に当たっては、株主との対話を行う者はインサイダー取引規制に係わる社内外の研修を受け、当該取引を未然に防止するための「インサイダー取引防止規程」を遵守の上、適切に株主との対話を行います。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	948,500	5.83
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	616,533	3.79
株式会社三菱UFJ銀行	578,514	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	539,800	3.32
日本生命保険相互会社	513,072	3.15
CAPITAL SECURITIES CORP.－LIPERS ENTERPRISE CO., LTD.	456,800	2.81
株式会社三井住友銀行	334,674	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	317,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	308,700	1.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	253,177	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．2018年10月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社が2018年10月22日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
【氏名又は名称/保有株券等の数(千株)/株券等保有割合(%)】
株式会社三菱UFJ銀行/578/3.55
三菱UFJ信託銀行株式会社/492/3.02
三菱UFJ国際投信株式会社/189/1.16

2．2019年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが2019年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
【氏名又は名称/保有株券等の数(千株)/株券等保有割合(%)】
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー/1,061/6.50

3．2020年1月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年1月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
【氏名又は名称/保有株券等の数(千株)/株券等保有割合(%)】
野村證券株式会社/3/0.02
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)/25/0.16
野村アセットマネジメント株式会社/1,138/6.98

4．2020年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその

共同保有者である株式会社三井住友銀行が2020年２月14日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
〔氏名又は名称/保有株券等の数（千株）/株券等保有割合（%）〕
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社/320/1.97
株式会社三井住友銀行/524/3.22

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社及び上場子会社を有しておらず、特別に記載するべき事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋英明	学者										△	
川上欽也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

高橋英明	○	当社は、高橋氏が2008年3月まで教授の職を務めておりました北海道大学に寄付をしております。	高橋氏は、当社取締役就任前に会社の経営に関与された経験はありませんが、当社の事業分野であるコンデンサ用材料に係る専門知識や長年にわたる大学教授として幅広い知識･経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 また、当社は高橋氏と特別な利害関係はありません。なお、当社は高橋氏が教授の職を務めておりました北海道大学に寄付を行っておりますが、寄付の額は年間50万～100万円程度であり他の大学等の寄付先と比べて多額なものではありません。また、高橋氏は現在同大学の名誉教授ではありますが、既に同大学の教授の職を退任し12年が経過しております。その他にも高橋氏について、当社経営陣からの独立性が疑われるような属性等は存在しません。 従って、高橋氏は、当社経営陣から独立した立場から社外取締役としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
川上欽也	○	該当なし。	川上氏は、横浜ゴム㈱の購買部門、研究部門、CSR部門等、幅広い分野で経営に携わり、豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 また、当社は横浜ゴムグループと取引関係にありません。その他にも、川上氏について、当社経営陣からの独立性を疑われるような属性等は存在しません。 従って、川上氏は、当社の経営陣から独立した立場から社外取締役としての職務を十分に果すことが可能であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の概要につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況　2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．監査役と会計監査人の連携状況について
　監査役と会計監査人の連携は、年4回（四半期）に開催する臨時監査役会を通じて、会計監査人による監査報告、監査計画と監査実施状況等につき意見交換を行う他、期中においても必要に応じて会合を開催し、会計監査人と連携を図っております。

2．監査役と内部監査部門の連携状況について
　内部監査部門である監査室は、独立性を保ち、客観的な内部監査活動を実現するために社長に直属する機関として存在しますが、監査役は常に監査室と連絡･調整を行い、相互に有効な監査活動の実施に努めております。
　具体的には、監査役と監査室との間で適宜ミーティングを行い、監査室から監査役に対し内部監査活動の実績等について報告が行われております。また、日常的な情報交換も頻繁に行い、監査室の独立性を損なわない範囲で、監査活動全般についての意見交換（監査関連情報の説明･問題提起等）を行っております。

3．会計監査人と内部監査部門の連携状況について
　監査室は、会計監査人による監査役会への報告会の同席、会計監査人よる期末実地棚卸監査の立会い等を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田史夫	他の会社の出身者													
太田周二	公認会計士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田史夫	○	該当なし。	森田氏は、横浜ゴム(株)において主に経理業務を経験した後、同社の取締役として、経理部門、監査部門、CSR部門等、幅広い分野で経営に携わり、豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と財務及び会計に関する知見を活かして当社の経営を客観的な立場から監査することが可能であると判断しております。 また、当社は横浜ゴムグループと取引関係にありません。その他にも森田氏について、当社経営陣から独立性が疑われるような属性等は存在しません。 従って、森田氏は、当社経営陣から独立した立場から社外監査役としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

太田周二	○	当社は、太田氏が2013年6月まで在職しておりましたEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。	太田氏は、公認会計士として長年の業務実績を有し、税理士試験の試験委員を務められるなど財務及び会計に関する知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かして当社の経営を客観的な立場から監査することが可能であると判断しております。 太田氏は、当社の会計監査人である監査法人に在籍しておりましたが、当社の監査業務に関与したことはございません。また、同氏が2013年6月に当該監査法人を退職してから既に7年が経過しております。更に、同氏が開設した会計事務所と当社の間には取引関係はありません。従って、同氏は当社の経営を独立した客観的な立場から監査していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を確保するため、「社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準」を定め、当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますのでご参照ください。
(https://www.chemi-con.co.jp/ir/man _ governance.html)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動報酬として、業務執行取締役に対し賞与を支給しております。取締役の報酬等に関する事項についての決定プロセスは、独立社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会での協議を経て決定することとしております。
また、当社では、業績連動報酬に係る指標に「連結営業利益」と「親会社株主に帰属する当期純利益」を用いています。客観性・透明性があり、株主の皆様との共通の利益の向上に資することから当該指標を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1.役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる員数
取締役　154百万円(4名)
(社外取締役を除く。)
監査役　43百万円(2名)
(社外監査役を除く。)
社外役員　36百万円(5名)
2.役員区分ごとの報酬等の種類別の総額及び対象となる員数
基本報酬
取締役　154百万円(4名)
(社外取締役を除く。)
監査役　43百万円(2名)
(社外監査役を除く。)
社外役員　36百万円(5名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役会の報酬等は、業績及び株主の長期的利益との連動性と人財の成長・発展促進の双方を満たす体系となるよう設計・運用し、取締役の企業価値最大化に向けた意欲をより高めることのできる適切・公正かつバランスの取れたものとすることを基本方針としております。
取締役の報酬等に関する事項についての決定プロセスは、取締役の報酬決定に係る機能の独立性・客観性を強化する目的で、独立社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会での協議を経て取締役会で決議することとしております。
なお、業務執行取締役に対する報酬については、月額報酬と単年度の会社業績と個人業績により決定される業績連動報酬から構成しております。また、非業務執行取締役及び社外取締役に対する報酬については、業績連動報酬は相応しくないため月額報酬のみとしております。
監査役に対する報酬等については、月額報酬のみとし、監査役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が経営方針等の意思決定及び取締役の職務執行の監視・監督を行うために必要な情報を、随時伝達しております。特に、社外取締役につきましては、取締役会での適正な意思決定を可能とするため、できるだけ早期に関係資料を送付し、かつ事前説明を行っております。また、当社は、新任社外取締役及び新任社外監査役に対して、当社の事業所・工場の見学や事業の勉強会等、当社に関する知識の習得のためのプログラムを提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社として、取締役による合理的な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とするガバナンス体制を構築し、その実効性を高める体制としております。

1．取締役会

当社は、取締役会を少人数構成（6名）とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役（2名）を招聘し、経営の監視監督機能を強化しております。また、当社の取締役の人数は、10名以内とすることを定款で定めております。
なお、取締役会は、監査役4名が出席のもと、法令又は定款に規定する事項の決議及びその他の業務執行状況等の経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、審議の客観性を確保しつつ、報告・決議を行っております。
2019年度の役員の出席状況は、以下の通りです。

内山郁夫　20回／20回
上山典男　20回／20回
白石修一　20回／20回
峰岸克文　20回／20回
高橋英明　19回／20回
川上欽也　20回／20回
高橋幸定　20回／20回
矢島弘行　19回／20回
森田史夫　20回／20回
太田周二　15回／15回

2．執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監視監督機能と業務執行機能の分離を図っております。執行役員は取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行っております。

3．監査役会

監査役会は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常的活動の監視を行っております。具体的には、社内出身の常勤監査役2名、社外監査役2名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会への出席、各事業所への訪問等を介して、業務執行の状況及び経営状態の調査・検証等を行い、法令及び定款違反や株主をはじめとするステークホルダーの利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。
また、監査役会において、執行役員及び重要な使用人から個別の聴聞の機会を設けるとともに、監査室とも密接に連携し、監査役会において監査結果及び運営状況について報告を受け、監査役としての監査機能の強化を図っております。
さらに、監査役会は、四半期毎に会計監査人と、会計監査人による監査報告、監査計画と監査実施状況等につき意見交換を行う他、期中においても必要に応じて会合を開催し、会計監査人と連携を図っております。
なお、社内出身の常勤監査役1名及び社外監査役2名は、財務・会計業務を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

4．会計監査人

会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査役と連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、野水善之氏、島藤章太郎氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他が17名であります。

5．指名諮問委員会

当社は、取締役、監査役及び執行役員の指名に係る機能の独立性・客観性を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容並びに執行役員の選任及び解任に関する取締役会の議案の内容について、当社が定める「取締役及び執行役員の選任基準」、「監査役の選任基準」に照らし、当該議案の確定前に協議し、その結果を取締役会に勧告しております。

6．報酬諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定に係る機能の独立性・客観性を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、同業他社水準、経済・社会情勢等に加え、当社の事業規模、従業員の報酬水準、定期的に実施される適切な第三者機関による企業経営者の報酬に関する調査等を参考にした上で、当社の取締役及び執行役員の報酬に関わる事項等を協議し、取締役会に意見の陳述及び助言を行っております。

7．内部監査体制

社長直轄の監査室を設け、期中取引を含む日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。監査室は、業務活動全般にわたる管理・運営の制度の内部監査を定期的に実施しており、業務改善とコンプライアンスの徹底に向けて、具体的な助言・提言を行っております。
また、監査室は、財務報告に係る内部統制の評価体制を確立するため、財務諸表に影響を及ぼす業務について監査を行っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。当社は、経営の監視監督と業務執行を明確に分離する目的で2014年6月に執行役員制度の運用を開始し、取締役の人数を削減するとともに、経営の監視監督機能を強化するため、社外取締役を1名招聘しております。また、2015年6月に経営の監視監督機能を更に強化するために、社外取締役を1名増員し、計2名としております。
また、監査役につきましては、監査役4名で監査役会を構成し、取締役の意思決定及び執行役員の業務執行の監査並びに当社及び国内外子会社の業務や財政状況を監査しております。
また、法律上の機能である監査役に加え内部監査の専門部署である監査室（7名）を設置し、遵法のみならず業務効率や業務手続の妥当性まで含め、実地監査を実施しております。
このように、当社は従来からの監査役制度及び内部監査部門に加え、取締役会による経営の監視監督機能を強化することにより、適正な監視及び監督を可能とするガバナンス体制を構築し、その実効性を高める体制を実現していくことができると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を目安に発送できるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手続を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文を当社及び東証ウェブサイト等に掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に第2四半期決算、期末決算、3年毎の中期経営計画策定時に開催。 不定期的にアナリストとのスモール・ミーティング、取材を受けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務情報を中心にホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本ケミコングループ企業行動憲章及び日本ケミコングループ行動規範により規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社ウェブサイトに「CHEMI-CON REPORT」を掲載し、この中で当社の環境保全活動とCSR活動等を報告しております。 （https://www.chemi-con.co.jp/ir/ird _ report.html）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の適時開示規則を遵守し適正な開示を行うとともに、ホームページにより財務情報を中心にタイムリーにステークホルダーに情報提供する事を心がけております。
その他	情報セキュリティへの取組みとして、情報セキュリティ基本方針を定め、株主、顧客及び従業員等の情報保護に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は日本ケミコングループの企業価値の継続的な向上を図るために、コンプライアンスの徹底及びリスクをコントロールすることが不可欠と認識し、以下に掲げる諸施策の実施を推進してまいります。

1．当社及び子会社の取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長が、「日本ケミコングループ企業行動憲章」の精神を繰り返し当社グループの全役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
「日本ケミコングループ行動規範」の徹底を図るため、コンプライアンス体制の整備、充実を推進する。
コンプライアンス統括役員（「役員」には執行役員を含む）が委員長を務めるコンプライアンス委員会を中心に、社会規範･企業理念に適合した行動の推進を図るために、教育活動等を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業活動のあるいは企業理念実現を阻む様々な要因を排除し、企業が健全に存続･発展することを目指し、経営トップの方針として「日本ケミコングループリスクマネジメント方針」を当社グループの全使用人及び関係者に表明するとともに、その徹底を図る。
リスクマネジメント統括役員（「役員」には執行役員を含む）が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を中心に、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、当社グループ共通の管理を行う体制の整備を進める。特に、地震･風水害等の自然災害、伝染病等の不測の事態が発生した場合に備え、「事業継続規程」に則り事業継続のために必要な計画を整備し、企業活動に影響を与える損失を最小限に留めるように努める。

4．当社及び子会社の取締役の職務が効率的に行われていることを確保するための体制
「共通職務権限規程」、「分掌職務権限規程」及び「子会社管理規程」、経営委員会、中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく月次業績管理の実施、経営委員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「日本ケミコングループ企業行動憲章」及び「日本ケミコングループ行動規範」に則り、当社グループ取締役、執行役員、使用人一丸となり、遵法意識の醸成を図る。
当社グループの各社の担当役員及び各社の代表者は、「子会社管理規程」及び各社の「分掌職務権限規程」、「共通職務権限規程」に基づき各社の業務の執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
子会社の取締役は「子会社管理規程」及びその他当社グループ共通に適用される規程に基づき当社に報告を行う。

6．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上配置し、この使用人の人事異動については、事前に監査役会と協議するものとする。この使用人は監査役の指揮命令下で職務遂行し、監査役の補助に専念するものとする。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告者、報告時期等の報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

8．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報取扱規程」に基づき、監査役へ報告した者を当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。また、当該報告者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を採るように努める。更に、このことを当社グループ全役職員に周知徹底させるために教育を行う。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役会で定めた監査方針及び監査計画等に従って支出した監査の費用又はその他監査に必要な費用について、当社は監査の支障が生じないよう速やかに支払又は償還を行う。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役会と代表取締役との定期的な意見交換、監査役会による取締役、執行役員又は重要な使用人への定期的なヒアリング、会計監査人との定期情報交換、内部監査部門長による内部監査報告を実施する。

11．また、社長直轄の監査室を設置し、財務報告に係る内部統制の評価体制を確立する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、「日本ケミコングループ行動規範」において、「いかなる国の反社会的勢力･団体の活動も支援しないとともに、その活動に対しては毅然とした態度で臨む」ことを定めており、その内容を全社員に周知徹底しております。
また、平素から警察等の外部専門機関からの情報収集に努めるとともに、事案発生時には外部専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。
また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、取引を解消できるよう契約書に反社会的勢力排除条項を設けております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社では「買収防衛策」を予め定めることはしておりません。しかし、当社は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、常に当社の株式取引や異動の状況に重大な関心を持つとともに、有事対応のコンテンジェンシー・プランを策定し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、社外の専門家を含めたプロジェクトチームを組織し、当該買収提案の評価や当該取得者との交渉を行い、当社の企業価値、株主共同の利益に資さないと判断された場合には、直ちに具体的な対抗措置の要否、内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるなど、当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1．ＣＳＲへの取組強化について
当社は、ＣＳＲへの取組強化の一環として、グループリスクマネジメントシステムの整備を進めております。これまで、ＣＳＲ活動として、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティへの取組みを個別に進めてまいりました。今後は、こうした取組みをさらに推進することにより、可能な限りリスクを排除し、万一の事態発生に際しては、ステークホルダーへの影響を極小化することを目的にリスクマネジメントシステム体制の整備を進めてまいります。
また、当社は２０１２年１月に国連グローバル・コンパクトに参加致しました。人権、労働、環境、腐敗防止の４分野に関する国連グローバル・コンパクトの１０原則を日常の企業活動により積極的に取り入れ、ＣＳＲ活動の一層の充実に努めてまいります。
また、「日本ケミコングループ企業行動憲章」及び「日本ケミコングループ行動規範」の遵守状況を確認し、かつ当該遵守を確実なものとするため、各事業所に対し本社管理部門によるＣＳＲ監査等の内部監査を実施しています。

２．適時開示に係る社内体制について
当社は、投資者に適切な会社情報の開示を行う事を基本姿勢とし、以下の通り適時開示すべき情報を取り扱っております。
当社及びグループで決定又は発生した重要な事実について情報開示担当役員が一元的に管理し、適時開示情報か否かの検討は、経営戦略部、管理部、経理部を中心に適時開示規則に準じて協議しております。
また、情報開示担当役員は必要に応じて取締役社長と協議しております。
東京証券取引所への適時開示は、重要な決定事実については毎月１回開催する定時取締役会又は毎週開催する経営委員会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決定後遅滞なく適時開示を行っております。
また、重要な発生事実につきましては、発生後遅滞なく適時開示を行っております。
なお、当社は開示過程でインサイダー取引防止規程に基づき重要事実の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

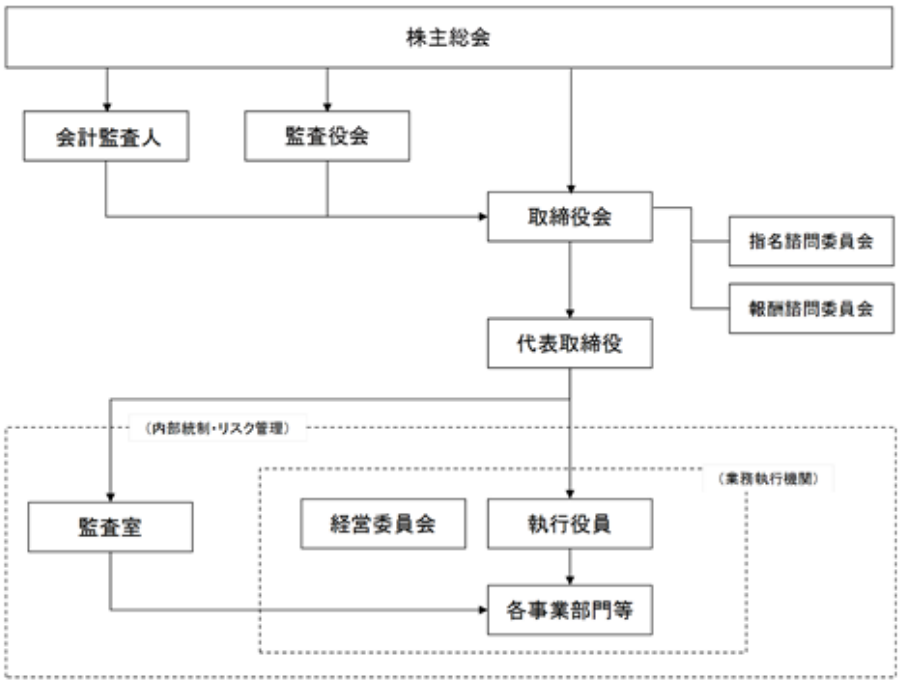

適示開示体制についての模式図

